

令和6年7月

特殊車両通行確認制度の出張講習会のお知らせ

国土交通省道路局
道路交通管理課車両通行対策室

平素より、特殊車両通行制度にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

令和4年度から運用を開始した特殊車両通行確認制度については、従来の許可制度と比べて「早い、簡単、便利」を合言葉に日々利便性の向上を図っているところですが、利用促進の一環として、制度の概要やシステムの操作方法等をご紹介します出張講習会を実施しております。

まだ制度を利用されたことのない事業者様や、ご担当者のスキルアップを図られたい事業者様におかれましては、この機会にぜひ本講習のご利用をご検討ください。

ご希望がありましたら、以下の注意事項にご留意の上、団体単位で特車登録センター(hido-tks-info@tks.hido.or.jp)までお問い合わせ、お申し込みをお願いいたします。

【注意事項】

1. 講習会希望日の概ね1.5ヶ月前を目途にお問い合わせください。
2. 講師の派遣は、勤務時間内を基本とします。
3. 内容は特殊車両通行確認制度に関するものとさせていただきます。通行許可制度については制度比較等の簡単なお説明の範囲とさせていただきます。
4. 令和6年度については、基本的に講師の派遣は無料ですが、会場等の手配・準備・設営・その他講習会に要する費用は、依頼者でご負担願います。
5. 講座受講後のアンケートにご協力をお願いします。
6. 講習会の様子を撮影し、HP等に掲載させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

※本講習は道路法第48条の46の規定に基づく指定登録確認機関である（一財）道路新産業開発機構により運営されており、同機構HPにおいてもご紹介しています。

<https://www.tks.hido.or.jp/new-system/seminar/>